

【令和5年7月7日からの大雨にかかる災害】 災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度 (日常生活に必要な最小限度の部分)

【はじめに必ずお読みください】

- 本制度は、秋田市が修理業者に工事費を直接支払う制度です。個人が修理費用を業者に支払ってしまふと、この制度は利用できなくなるためご注意ください。
※既に修理業者に依頼している場合は、秋田市にご相談ください。
- 本制度をご利用するにあたり、修理前の被害状況が分かる写真が必要となりますので、必ず写真を撮影しておいてください(カメラがない場合は、スマートフォンの撮影でも構いません)。

○制度の概要

令和5年7月7日からの大雨にかかる災害により住宅が準半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯を対象に、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、秋田市が業者に依頼し、修理費を直接業者に支払う制度です。

★応急修理のポイント

- ・大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・写真の撮影(修理前、修理中、修理後)は必須です。
- ・住宅設備等のグレードアップはできません。
- ・住宅設備等は、取替前後の品番の撮影やカタログの写しを用意してください。

○対象者

以下の要件を全て満たす方(世帯)

- (1)秋田市にお住まいの方
- (2)住宅の被害が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」であること
 - ※ 全壊であっても、修理することで居住することが可能の場合は、個別に対象となることがありますので、ご相談ください。
 - ※ 被害の程度は、秋田市が発行する罹災証明書をご確認ください。
 - ※ 納屋や車庫、空き家は対象となりません。
- (3)応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- (4)自ら修理を行う資力がないこと

○応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行う必要がある部分

○限度額

○大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 70.6万円以内（1世帯当たり）

○半壊に準ずる程度の損傷を受けた場合： 34.3万円以内（1世帯当たり）

※ 限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。

○完了期限

令和6年7月12日（金曜日）

○申込時に必要な書類

- 災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- 罹災証明書（写しでも可）
- 修理前の被害状況が分かる写真
- 修理見積書（様式第3号）※後日提出も可能ですが、工事決定には必要となります。
- 資力に関する申出書（様式第2号）
- 住宅の被害状況に関する申出書（住宅の応急修理に関する参考資料）
- 「住宅の応急修理」申込チェックシート

○申込方法

応急修理申込書に必要書類を添付し、窓口までご提出ください。

※具体的な手続きの流れについては、別紙をご覧ください。

○お問い合わせ先

住宅の応急修理相談窓口（秋田市都市総務課） 電話番号 018-888-5772

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

(1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

(2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたい場合は光の反射に注意してください。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

(3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



